

岐阜県公報

第二千六百三十七号
平成二十七年四月七日

(火曜日)

目次

告示

道路の供用開始

(道路維持課) 二二二一

土砂災害特別警戒区域の指定解除

(砂防課) 二二二一

土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除

(同) 二二二一

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 二二二一

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(身体障害者更生相談所) 二二三三

保安林の指定

(可茂農林事務所) 二二三三

保安林の指定

(下呂農林事務所) 二二三四

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 二二三四

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 二二三五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 二二三五

平成二十八年度岐阜県農業大学校入学試験の実施

(農業経営課) 二二三六

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 二二三七

土地改良事業の工事の完了

(同) 二二三七

公共測量の終了

(用地課) 二二三八

総合財務会計システム運用及び機器更新・維持管理業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(出納管理課) 二二三八

指定自立支援医療機関の指定

(身体障害者更生相談所) 二二三九

告示

岐阜県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月七日から二週間岐阜県土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	養老線	養老郡養老町大跡字東畑八五 四番地先から 同郡同町下笠字中島四八 二番一地先まで	二六・〇	平成二七・四・三〇	平成二六・三・二六

岐阜県告示第百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百五十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項におい

て準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
寺ヶ洞谷	加茂郡七宗町神淵 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。
木和谷	加茂郡七宗町上麻生 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十六年岐阜県告示第三百十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
洞戸谷	加茂郡七宗町上麻生	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百五十六号）のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
戸刈平	加茂郡七宗町上麻生 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

洞戸谷	加茂郡七宗町上麻生	次の図のとおり	土石流
寺ヶ洞谷	加茂郡七宗町神測	次の図のとおり	土石流
木和谷	加茂郡七宗町上麻生	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤務場	所	指定年月日
循環器内科	森下健太郎	中濃厚生病院	関市若草通五一	平成二七・三・三三
眼科	水谷 圭吾	総合病院中津川市民病院	中津川市駒場一五三二一	同
神経内科	北村久美子	総合在宅医療クリニックス	羽島郡岐南町八剣北一八〇六	同
内科	水上 哲秀	社会医療法人録西厚生会松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五	同
同	大野 嘉嗣	同	同	同
整形外科	大野徹二郎	岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一六一	同
内科	廣瀬 英生	郡上市地域医療センター「国保和良診療所」	郡上市和良町沢八八二	同
耳鼻咽喉科	別府慎太郎	博愛会病院	不破郡垂井町二二二〇四二	同

循環器内科	渡邊 康司	羽島市民病院	羽島市新生町三二四	同
整形外科	太田 進	大井リハビリテーションクリニック	惠那市大井町一〇〇二四	同
循環器内科	森島 逸郎	大垣市民病院	大垣市南類町四八六	同
内科	林 周平	愛生病院	羽島郡笠松町円城寺九七一	同
同	宮本 成崇	海津市医師会病院	海津市海津町福江六五六一六	同

岐阜県告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
加茂郡白川町坂ノ東字高神洞五九二の一、五九四
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場

に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所
 - 下呂市小坂町長瀬字白土洞二一九の二、二二一の二、二二一の二
 - 二 指定の目的
 - 落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年三月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人飛騨高山わらべうたの会
- 三 代表者の氏名 岩塚 久奈子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市上岡本町一七五一番地の四八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高山市及び周辺地域の人々に対する子育て支援を目的に、飛騨地方に伝わる独自のわらべうたを発掘、伝承する活動を通して、子育てに有効的に生かしていくと共に、地域のつながり、世代のつながりを深め、地域社会における市民活動団体・行政・企業・学校等が連携するための環境を作り、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年三月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人は菜
- 三 代表者の氏名 鈴木 佐知子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市三和町廿屋長塚一四〇番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、若年無業者及び障がい者等に対して、自立支援に関する就労訓練、居場所提供、情報提供、相談

業務等の事業を行い、もって若年無業者及び障がい者等

の自立支援に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年三月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うらら
- 三 代表者の氏名 長屋 栄一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市正木町大浦字中山四六〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、認知症老人、要介護認定者に対して、グループホームの運営など、日常生活を支援する福祉に関するサービスを提供し、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年四月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年三月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社萬宝

三 建物の名称及び所在地

BOSS FOODS MARKET

高山市岡本町二丁目一〇一

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）高山市三福寺町三八八番地一

（変更後）高山市岡本町二丁目一〇一番地

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）BOSS FOODS MARKET

（変更後）BOSS FOODS MARKET

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年四月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年三月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社 萬宝

三 建物の名称及び所在地

BOSS FOODS MARKET

高山市岡本町一丁目一〇一

四 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 一四五台

(変更後) 八二台

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 五箇所

(変更後) 三箇所

平成二十八年年度岐阜県農業大学校入学試験の実施

岐阜県農業大学校学則(昭和五十七年岐阜県規則第五十二号)第九条の規定により、平成二十八年年度岐阜県農業大学校入学試験を次のとおり実施します。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験方法

推薦入試及び一般入試

二 入学定員

三十名(野菜・果樹学科二十二名程度 畜産学科八名程度)

推薦入試 二十五名程度 一般入試 五名程度

三 受験資格

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項に規定する者又は同法による高等学校を平成二十八年三月末日までに卒業する見込みの者であること。

2 推薦入試を受けようとする者は、県内高等学校長が推薦する者であること。

四 受験手続

1 受験しようとする者は、次の書類をそろえ、岐阜県農業大学校に提出してください。
 1 入学願書(A票(指定用紙))

2 受験票(B票(指定用紙))

3 高等学校調査書

4 推薦入試の場合は、県内高等学校長の推薦書(指定用紙)

五 入学願書受付期間

推薦入試 平成二十七年九月二十四日(木) から同年十月九日(金) まで

一般入試

一次募集 平成二十七年十二月七日(月) から平成二十八年一月八日(金) まで

二次募集(一次募集において欠員が生じた場合のみ実施)

平成二十八年二月十六日(火) から同月二十六日(金) まで

なお、郵送による場合は、受付期間の最終日までの消印があるものに限り受け付けます。

六 入学試験料

千七百八十円に相当する額の岐阜県収入証紙を入学願書(A票)に貼り付けて納付してください(消印をしないこと)。

七 入学試験の日時、場所及び科目

1 試験日時

推薦入試 平成二十七年十月二十三日(金) 午前九時四十五分から

一般入試

一次募集 平成二十八年一月二十二日(金) 午前九時四十五分から

二次募集(実施する場合)

平成二十八年三月七日(月) 午前九時四十五分から

2 試験場所

可児市坂戸九三八番地 岐阜県農業大学校

3 試験科目

区 分	筆 記 試 験	面接試験	小論文
推薦入試	無	有	有
一般入試	必須科目 国語総合 選択科目 数学、生物基礎及び農業と環境のう	有	無

ちのいずれか一科目

八 合格者の発表

1 発表の日時

推薦入試 平成二十七年十一月六日(金) 午前十時

一般入試

一次募集 平成二十八年二月二日(火) 午前十時

二次募集(実施する場合)

平成二十八年三月十四日(月) 午前十時

2 発表方法

岐阜県農業大学校本館前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合否結果を受験者本人に文書で通知します。

九 試験結果の提供

平成二十八年度岐阜県農業大学校入学試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

筆記試験の科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

岐阜県農業大学校

4 提供を受けるために必要な書類

ア 受験票

イ 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることが確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 学科は、野菜・果樹学科及び畜産学科です。

2 教育年限は二年で、全寮制です。

3 授業料は、平成二十七年の場合、年額六万九千二百二十円です。

4 受験に必要な入学願書等(指定用紙)の請求及び受験手続については、岐阜県農業大学校又は各農林事務所農業普及課に問い合わせてください。

5 卒業者は、人事院規則上「短大卒」の資格を有する者に準じて取り扱われます。

6 入学試験料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しません。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
午北地区	羽島市役所	平成二七・四・一七 同 五・一一

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
湛水防除事業	多芸地区	平成二七・三・二〇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業	上大野地区 (農業用排水施設整備) (暗渠排水)	平成二七・三・一三

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
可児市
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
平成二十七年二月二十三日から
同 年三月二十日まで
- 四 作業地域
可児市桂ヶ丘三丁目

総合財務会計システム運用及び機器更新・維持管理業務委託の仕様書案に対する
意見招請に関する公告

総合財務会計システム運用及び機器更新・維持管理業務委託について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量
総合財務会計システム運用及び機器更新・維持管理業務 一式
- 2 意見の提出方法
 - (1) 提出期限 平成27年4月27日（月）午後1時（郵送の場合は必着のこと。）
 - (2) 提出先 〒500 8570 岐阜市数田南二丁目1番1号
岐阜県出納事務局出納管理課総合財務係
電話 058 272 1111 内線3221
 - (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する様式（仕様書案に対する意見書）に意見等を記入し、2の(2)まで持参又は郵送により提出すること。
- 3 仕様書案の交付期間及び交付場所
 - (1) 交付期間 平成27年4月7日（火）から平成27年4月21日（火）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで
 - (2) 交付場所 2の(2)に同じ。
- 4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。
- 5 Summary
 - (1) Subject of the materials to be put forward for comment:
Update, operation, and maintenance of the financial accounting system
 - (2) Date and time for the distribution of materials for comment :
Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 7 April 2015 through 21 April 2015 (excluding weekends and national holidays)
 - (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment:
1:00 p.m., 27 April 2015
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 1:00 p.m., 27 April 2015.)
 - (4) For further information, please contact:
Financial Affairs Section, Accounting Management Division,
Treasury Bureau, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel. 058-272-1111 Ext.3221

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
クスリのアオキ東島薬局	各務原市蘇原東島町三 五七	育成・更生	平成二七・四・一
ヒロミ薬局今渡店	可児市今渡字鳴子三三九四 三	同	同
有限会社齋藤薬局	下呂市森九九九 三七	同	同
スズキ薬局名田町店	高山市名田町三 八九	同	同

平成二十七年四月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社